

第50回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2021年11月26日（金曜日）
午前10時

（受付開始は午前9時を予定しております。）

場 所

東京都品川区北品川5丁目5-15
大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール

お土産の配布を取り止
めさせていただいてお
ります。何卒ご理解く
ださいますようお願い
申し上げます。



株式会社 大 庄

（証券コード：9979）

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては書面により事前の議決権行使をいただき、ご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。また、会場の関係上、ご用意できる席数に限りがあるため議場への入場をお断りする場合がございます。
- ・当日は非接触型体温計による検温の実施、マスクの着用、アルコール消毒等にご協力をお願いいたします。また、体調不良と見受けられる方の議場への入場をお断りする場合がございます。

目 次

● 第50回定時株主総会招集ご通知	… 1
● 事業報告	… 3
● 連結計算書類	… 16
● 連結計算書類に係る 会計監査人の監査報告書	… 18
● 監査役会の監査報告書	… 20
● 計算書類	… 21
● 会計監査人の監査報告書	… 23
● 株主総会参考書類	… 25
第1号議案 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役6名選任の件	

株 主 各 位

東京都大田区大森北一丁目22番1号
(本社事務所 東京都大田区大森北一丁目1番10号)

株 式 会 社 大 庄
代表取締役社長 平 了 寿

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。また、会場の関係上、ご用意できる席数に限りがあるため議場への入場をお断りする場合がございますことをご通知申し上げます。

後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年11月25日（木曜日）午後5時50分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年11月26日（金曜日）午前10時
(受付開始は午前9時を予定しております。)
2. 場 所 東京都品川区北品川5丁目5-15 大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール
[会場が前回と異なっておりますので、末尾に記載の「第50回定時株主総会会場案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご注意ください。]
※お土産の配布は取り止めさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
3. 目的事項
報告事項 (1) 第50期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに
会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第50期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。



行使期限：2021年11月25日（木曜日）午後5時50分到着分まで

(2) 株主総会にご出席いただく場合

お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



株主総会
開催日時：2021年11月26日（金曜日）午前10時（午前9時開場）

(3) その他招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(4) インターネットによる開示について

本招集通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令および定款第19条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daisyco.jp/company/ir/stock.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。①事業報告の業務の適正を確保するための体制および運用状況 ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表 ③計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表

(5) 株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daisyco.jp/company/ir/stock.html>）に掲載させていただきます。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い経済活動が大きく制限を受ける中、設備投資や生産において持ち直しの動きが見られるものの、個人消費はサービス支出を中心に引き続き弱い水準で推移しております。外食業界におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた各自治体からの営業自粛要請やインバウンド需要の消失、更にテレワークの普及や新しい生活様式の変化等により店舗を利用した飲食が減少し、デリバリーやテイクアウトの継続的な利用など、経営環境が大きく変化しております。

このような状況下において、当社グループは、「人類の健康と心の豊かさに奉仕する」という企業理念のもと、「日本の台所」の役割を果たすと共に、日本の食文化と居酒屋文化の発展に貢献するなどの基本方針にこだわり、軸をぶらさず誠実な店舗運営・事業運営を行ってまいりました。また、企業価値の向上を目指し早急な業績の改善を図るため、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を継続するとともに、デリバリー・テイクアウトサービスの推進、外販事業の強化、宴会を含めた店舗利用の在り方へのフレキシブルな対応強化、全社的な経費削減による損益分岐点の引き下げ、リブランディングの推進継続等の施策に取り組んでまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた店舗政策および事業ポートフォリオの見直しの一環として、一定数の店舗閉店とカラオケ事業の譲渡を行いました。

店舗展開におきましては、新規出店を4店舗、店舗改装を5店舗、店舗閉鎖（事業譲渡含む）を115店舗で行った結果、当連結会計年度末のグループ直営店舗数は、366店舗となっております。店舗業態の内訳としては、庄や139店舗、大庄水産39店舗、日本海庄や35店舗、とり家ゑび寿23店舗、満天酒場14店舗、築地日本海12店舗、ランプキャップ10店舗、呑兵衛9店舗、築地寿司岩8店舗、やるき茶屋8店舗、塩梅8店舗、その他業態61店舗となっております。さらにフランチャイズ店の店舗数は70店舗となっております。

以上の結果、当期の連結売上高は、前年同期に比べ21.0%減少の35,427百万円となりました。

利益面につきましては、営業損失は5,949百万円（前年同期は営業損失3,311百万円）、経常損失は5,818百万円（前年同期は経常損失3,253百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業期間および営業時間の短縮中に発生した店舗運営に係る固定費を特別損失に計上した一方で、雇用調整助成金および感染症拡大防止協力金を特別利益に計上したことなどが影響し、4,864百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失6,308百万円）となりました。

また、事業の種類別セグメントの概況としては、次のとおりであります。

<飲食事業>

新型コロナウイルス感染症に伴う自粛要請等による営業時間短縮および店休の実施等が影響し、当社グループの既存店売上高が対前年比52.8%と大幅に減少した結果、売上高は前年同期に比べ48.7%減少の15,707百万円となりました。

<卸売事業>

グループ外部取引先への食材等卸売が増加したことにより、売上高は前年同期に比べ122.8%増加の10,216百万円となりました。

<不動産事業>

売上高は前年同期に比べほぼ横ばいの1,199百万円となりました。

<フランチャイズ事業>

フランチャイズ店舗の減少に伴いロイヤリティ収入が減少したこと等により、売上高は前年同期に比べ38.9%減少の222百万円となりました。

<運送事業>

売上高は前年同期に比べほぼ横ばいの7,723百万円となりました。

<その他事業>

売上高は前年同期に比べ7.6%減少の358百万円となりました。

また、事業セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業セグメント区分	前連結会計年度		当連結会計年度		前年同期比増減(△)	
	売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率
庄 本 海 庄 や	10,417	23.2	5,145	14.5	△5,272	△50.6
日 本 海 庄 や	5,004	11.2	2,006	5.7	△2,997	△59.9
大 庄 水 産	3,298	7.4	1,944	5.5	△1,354	△41.1
築 地 日 本 海	1,652	3.7	940	2.7	△711	△43.1
築 地 寿 司 岩	813	1.8	720	2.0	△92	△11.4
と り 家 ゑ び 寿	1,085	2.4	630	1.8	△454	△41.9
満 天 酒 場	669	1.5	435	1.2	△234	△35.0
R U M P C A P	775	1.7	408	1.2	△366	△47.3
や る き 茶 屋	888	2.0	288	0.8	△600	△67.6
呑 兵 衛	461	1.0	211	0.6	△250	△54.3
塩 梅	369	0.8	186	0.5	△182	△49.5
カ ラ オ ケ 業 態	2,370	5.3	666	1.9	△1,704	△71.9
そ の 他	2,825	6.3	2,123	6.0	△702	△24.9
飲 食 事 業 計	30,632	68.3	15,707	44.3	△14,925	△48.7
卸 売 事 業 計	4,585	10.2	10,216	28.8	5,630	122.8
不 動 産 事 業 計	1,178	2.6	1,199	3.4	21	1.9
フ ラ ン チ ャ イ ズ 事 業 計	364	0.8	222	0.6	△141	△38.9
運 送 事 業 計	7,679	17.1	7,723	21.8	43	0.6
そ の 他 事 業 計	387	0.9	358	1.0	△29	△7.6
合 計	44,827	100.0	35,427	100.0	△9,399	△21.0

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は504百万円で、新規出店や改装店等による有形固定資産取得投資額が427百万円、新規出店等による敷金・保証金差入投資額が77百万円であります。

なお、当連結会計年度における新規出店の状況は次のとおりであります。

NO	開店月	店名
1	2020年9月	満天酒場 練馬
2	2020年11月	庄や 六会日大前
3	2021年4月	お魚総本家 アスティ静岡
4	2021年6月	手ごね屋 茨谷

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症拡大への対策として、金融機関より短期借入金、長期借入金合計3,820百万円の調達を行いました。

うち短期借入金について、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行との間でシンジケーション方式により総額5,200百万円のコミットメントライン契約を締結しております。(2021年8月末時点未使用残高2,600百万円)

(4) 対処すべき課題

足許では、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数減少を背景に、2021年7月に発令された緊急事態宣言は9月末にて解除されましたが、消費者の今後の動向については未だ不透明であり、予断を許さない状況が続いております。

この様な環境下において、当社グループといたしましては、「食」に携わる企業として「日本の台所」の役割を果たしていくとともに、企業価値の向上を目指し、各種施策に取り組んでいきたいと考えております。

具体的に対処すべき課題としては、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止策を継続するとともに、テイクアウト・デリバリーサービスの推進、外販事業の強化、宴会を含めた店舗利用の在り方へのフレキシブルな対応強化、全社的な経費削減への取組み、リブランディングの推進継続などに取り組んでまいります。また、定食系などの新業態への業態変更を含めた店舗業態戦略および集客面や業務効率化におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進等によって、収益力の強化を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第47期 (2018年8月期)	第48期 (2019年8月期)	第49期 (2020年8月期)	第50期 (2021年8月期)
売上高(百万円)	61,503	61,032	44,827	35,427
経常利益または経常損失(△)(百万円)	393	805	△3,253	△5,818
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失(△)(百万円)	202	150	△6,308	△4,864
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	9円78銭	7円26銭	△300円61銭	△231円81銭
総資産(百万円)	42,511	42,805	40,799	35,129
純資産(百万円)	22,409	22,671	16,133	11,141
1株当たり純資産	1,073円70銭	1,070円34銭	768円65銭	530円88銭

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な業務内容
株式会社 ディ・エス物流	百万円 99	% 100.0	貨物自動車運送業および酒類・食料品販売
米川水産株式会社	90	100.0	水産物・水産加工品販売
株式会社 アサヒビジネスプロデュース	60	100.0	不動産事業および害虫防除事業
株式会社 光寿	10	80.0	食器・調理備品類の販売

(7) 主要な事業内容 (2021年8月31日現在)

当社グループは、飲食店舗チェーンの展開による飲食事業を主な内容とし、さらにこれに関連する食材の卸売事業、不動産事業、フランチャイズ事業、運送事業、その他事業等の事業活動を展開しております。具体的事業としては次のとおりであります。

- ① 飲食事業：飲食店舗チェーンの展開
- ② 卸売事業：生鮮食材等の卸売、フランチャイズ店等への食材卸
- ③ 不動産事業：不動産の賃貸・管理、賃借店舗物件の転貸
- ④ フランチャイズ事業：フランチャイズ店およびボランタリーチェーン店への経営指導等
- ⑤ 運送事業：食材等の運送
- ⑥ その他事業：ミヤビパン等の製造・販売、食器・調理備品類の販売

(8) 主要拠点等 (2021年8月31日現在)

- ① 当社の主要な事業所および工場の状況

本社	社	東京都大田区大森北一丁目1番10号
D S ・ L ヘッドクォーター	羽田	東京都大田区東糀谷六丁目1番27号
名古屋物流センター		愛知県名古屋市熱田区千代田町11番24号
- ② 子会社の事業所および工場

株式会社ディ・エス物流本社	東京都大田区東糀谷六丁目1番27号
米川水産株式会社本社および加工場	東京都大田区東糀谷六丁目1番27号
株式会社アサヒビジネスプロデュース本社	東京都中央区日本橋茅場町二丁目17番7号
株式会社光寿本社	東京都大田区東糀谷六丁目1番27号

(9) 使用人の状況 (2021年8月31日現在)

区 分	人 数	前期末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
飲 食 事 業	1,397	△356	45.6	12.5
卸 売 事 業	72	26	45.4	12.9
不 動 産 事 業	29	1	41.1	9.7
フ ラ ン チ ャ イ ズ 事 業	10	0	47.4	11.2
運 送 事 業	575	9	43.3	7.4
そ の 他 事 業	196	20	45.8	13.0
合 計 ま た は 平 均	2,279	△300	45.0	11.3

- (注) 1. 上記従業員数には、パート・アルバイトの期中平均人数805人（1日8時間換算）は含んでおりません。
 2. 関係会社従業員については、主要事業の区分に集計されております。

(10) 主要な借入先および借入額 (2021年8月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	6,923
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,179
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,310
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,239
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	912
株 式 会 社 千 葉 銀 行	835
株 式 会 社 り そ な 銀 行	753
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	425
株 式 会 社 伊 予 銀 行	65
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	58
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	23
株 式 会 社 常 陽 銀 行	17
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	10
愛 知 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	5

- (注) 上記の借入残高には、株式会社三井住友銀行をアレンジャー、株式会社三菱UFJ銀行をコ・アレンジャーとした合計6行によるシンジケート型コミットメントラインの残高が含まれております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 21,198,962株
 (自己株式 213,760株を含む)
 (3) 株 主 数 34,241名
 (4) 大 株 主 の 状 況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 宇 宙	5,962	28.4
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	1,996	9.5
麒 麟 麦 酒 株 式 会 社	1,000	4.7
サ ッ ポ ロ ビ ー ル 株 式 会 社	1,000	4.7
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	697	3.3
平 辰	625	2.9
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	429	2.0
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	420	2.0
大 庄 従 業 員 持 株 会	393	1.8
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	294	1.4

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項（2021年8月31日現在）

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2021年8月31日現在）

(1) 取締役および監査役に関する事項

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 了 寿	経 営 全 般	(株)宇宙 代表取締役社長 米川水産(株) 代表取締役会長 (株)光寿 代表取締役会長
常 務 取 締 役	野 間 信 護	管 理 本 部 長 兼IT・経営企画部長 兼リスク統括管掌	(株)ディ・エス物流 取締役 (株)アサヒビジネスプロデュース 取締役 (株)光寿 取締役
取 締 役	石 田 安 雄	営 業 本 部 長 兼法人営業推進室長	(株)アサヒビジネスプロデュース 取締役
取 締 役	田 邊 隆 教	営 業 戦 略 本 部 長 兼 MD 開 発 部 長	(株)光寿 取締役 (株)ディ・エス物流 取締役
取 締 役	島 倉 俊 明	人 事 ・ 総 務 本 部 長 兼不動産事業部長	(株)光寿 監査役
取 締 役	塚 田 英 紀	商 品 本 部 長 兼 DSL 管 理 部 長	(株)ディ・エス物流 代表取締役社長
取 締 役	亀 田 昌 則	企 画 本 部 長 兼企画宣伝部長 兼プロダクツセールス部長 兼 広 報 室 長	
取 締 役	三 浦 一 朗		
取 締 役	平 尾 覚		西村あさひ法律事務所 弁護士 エンデバー・ユナイテッド株式会社 社外 取締役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 「スポーツ指導における暴力行為等に関する 第三者相談・調査委員会」 特別委員 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役	青 柳 英 一		米川水産(株) 監査役 (株)ディ・エス物流 監査役
監 査 役	寺 坂 史 明		株式会社富士通ゼネラル 社外取締役 シチズン時計株式会社 社外取締役
監 査 役	田 村 潤		100年プランニング株式会社 代表取締役 ナイス株式会社 社外取締役
監 査 役	内 山 義 雄		内山公認会計士事務所 所長 株式会社キビラ 取締役 株式会社タウンズ 取締役

- (注) 1. 取締役三浦一朗氏および平尾覚氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち寺坂史明氏、田村潤氏および内山義雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役内山義雄氏は、公認会計士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外取締役三浦一朗氏、平尾覚氏および社外監査役内山義雄氏につきましては、東京証券取引所に対し、有価証券上場規程に定める独立役員として届出を行っております。
5. 社外取締役三浦一朗氏、平尾覚氏および社外監査役寺坂史明氏、田村潤氏および内山義雄氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。
6. 2020年11月27日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって、次のとおり取締役および監査役が異動しております。

就任 取締役	塚 田 英 紀
就任 取締役	亀 田 昌 則
就任 常勤監査役	青 柳 英 一
退任 取締役	市 川 誠 一
退任 常勤監査役	佐々木 芳 弘

(役員等賠償責任保険契約の内容の概要)

当社および当社グループの取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。

これにより、役員等がその職務の執行に関して損害賠償責任を負った場合に生じた損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合は補填されないなど一定の免責事由があります。なお、全ての保険料を当社および関連子会社が負担しております。

(2) 役員の報酬等の決定方針の決定方法および当該方針の内容

当社は2021年9月15日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その決定方針の内容は以下のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬に関する基本方針は、堅実経営、取締役の連帯責任経営の観点から、企業価値の持続的な向上を図るため、その実現に向け動機付ける報酬水準を確保することを目的として決定されるものとします。なお、その限度額は、1991年11月27日開催の定時株主総会において、年額360百万円以内と決議されております。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績や経営内容、社会情勢、各役割に応じた貢献度合い、在任年数のほか他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定し、支払うこととしております。

③ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針
(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

該当する事項はありません。

④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

該当する事項はありません。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長である平 了寿がその具体的内容について委任を受け、諮問委員会（大庄ガバナンス委員会）に諮るものとします。なお、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額とします。

⑥ その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項

該当する事項はありません。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人員
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	90 (9)	90 (9)	－ (ー)	－ (ー)	11名 (2名)
監 査 役 (うち社外監査役)	22 (13)	22 (13)	－ (ー)	－ (ー)	5名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	113 (22)	113 (22)	－ (ー)	－ (ー)	16名 (5名)

- (注) 1. 1991年11月27日開催の定時株主総会決議による取締役に対する報酬限度額は年額360百万円であり
ます。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名であります。
2. 1991年11月27日開催の定時株主総会決議による監査役に対する報酬限度額は年額36百万円であり
ます。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。
3. 上記、報酬等の総額には当該事業年度における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。

(4) 社外役員の状況

① 他の法人等における業務執行者、社外役員の兼務の状況（2021年8月31日現在）

区 分	氏 名	他の法人等における業務執行者、社外役員の兼務の状況
取 締 役	三 浦 一 朗	
取 締 役	平 尾 覚	西村あさひ法律事務所 弁護士 エンデバー・ユナイテッド株式会社 社外取締役 独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会」特別委員 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 社外監査役
監 査 役	寺 坂 史 明	株式会社富士通ゼネラル 社外取締役 シチズン時計株式会社 社外取締役
監 査 役	田 村 潤	100年プランニング株式会社 代表取締役 ナイス株式会社 社外取締役
監 査 役	内 山 義 雄	内山公認会計士事務所 所長 株式会社キピラ 取締役 株式会社タウンズ 取締役

(注) 上記社外役員が業務執行者、社外役員を兼務する法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 の 内 容
取 締 役	三 浦 一 朗	当事業年度開催の取締役会においては、14回中14回に出席し、経営者としての豊富な経験、高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問・助言を行っております。
取 締 役	平 尾 覚	当事業年度開催の取締役会においては、14回中14回に出席し、主に弁護士としての専門的な知見から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問・助言を行っております。
監 査 役	寺 坂 史 明	当事業年度開催の取締役会においては、14回中14回に出席し、監査役会においては13回中13回に出席し、経営者としての豊富な経験、高い見識から、取締役会ならびに監査役会で適宜質問をし、必要な発言を行っております。
監 査 役	田 村 潤	当事業年度開催の取締役会においては、14回中14回に出席し、監査役会においては13回中13回に出席し、経営者としての豊富な経験、高い見識から、取締役会ならびに監査役会で適宜質問をし、必要な発言を行っております。
監 査 役	内 山 義 雄	当事業年度開催の取締役会においては、14回中13回に出席し、監査役会においては13回中12回に出席し、主に公認会計士としての専門的知見から、取締役会ならびに監査役会で適宜質問をし、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

- | | | |
|---|---------------|-------|
| (1) 名称 | EY新日本有限責任監査法人 | |
| (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | | 34百万円 |
| (3) 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | | 34百万円 |
| (4) 会計監査人の報酬額の同意について | | |

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の向上ならびに株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題に位置付けております。また、利益配分につきましては、事業拡大に向けて内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対しては、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としつつ、業績動向や財務健全性の状況も十分に考慮した上での適正な利益還元を行っていきたいと考えております。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により当期の業績は非常に厳しい結果となったことから、期末の普通配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせて頂くことになりました。株主の皆様には、ご期待に沿えない結果となってしまったことを心よりお詫び申し上げます。また、次期の普通配当につきましては現時点では未定とさせていただきます。

一方で、当社は2021年11月をもちまして、設立50周年を迎えることとなりました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係者各位の多大なご支援・ご協力の賜物であり、心より深く感謝申し上げます。つきましては、株主の皆様への感謝の意を表するため、2021年8月期の期末配当において1株当たり7円の記念配当を実施する予定であります。

当社といたしましては、コロナ収束後も想定した各種施策に取り組んでおり、早期に売上の回復を図るとともに黒字転換を実現し、可能な限り早期での普通配当の再開を目指してまいりますので、株主の皆様には引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,529	流動負債	10,757
現金及び預金	6,873	買掛金	931
売掛金	1,480	短期借入金	2,790
商品及び製品	568	1年以内返済予定長期借入金	4,205
原材料及び貯蔵品	78	1年以内償還予定社債	130
未収入金	2,962	リース債務	106
その他の金	588	未払金	1,504
貸倒引当金	△22	未払法人税等	114
		未払消費税等	73
		賞与引当金	312
		株主優待引当金	218
		店舗閉鎖損失引当金	2
		資産除去債務	27
		その他の債	339
固定資産	22,587	固定負債	13,231
有形固定資産	13,172	社債	555
建物及び構築物	7,696	長期借入金	8,080
機械装置及び運搬具	658	リース債務	523
工具・器具及び備品	302	退職給付に係る負債	1,837
土地	3,787	役員退職慰労引当金	171
リース資産	566	受入保証金	853
建設仮勘定	160	資産除去債務	950
無形固定資産	2,045	繰延税金負債	258
借地権	1,704	その他の	1
ソフトウェア	213	負債合計	23,988
その他の	127	純資産の部	
投資その他の資産	7,369	株主資本	11,113
投資有価証券	119	資本金	100
長期貸付	9	資本剰余金	14,794
差入保証金	4,760	利益剰余金	△3,530
敷延税金資産	2,309	自己株式	△250
その他の	32	その他の包括利益累計額	27
貸倒引当金	197	その他有価証券評価差額金	32
	△61	土地再評価差額金	△5
繰延資産	12	非支配株主持分	0
社債発行費	12	純資産合計	11,141
資産合計	35,129	負債及び純資産合計	35,129

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年9月1日から2021年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		35,427
売上原価		22,652
売上総利益		12,775
販売費及び一般管理費		18,724
営業外収益		5,949
受取利息及び配当金	38	
貸倒引当金戻入	9	
受取損害賠償	8	
受取保証金	21	
投資有価証券売却益	125	
その他	79	
営業外費用		283
支払利息	63	
貸倒引当金繰入	15	
減価償却費	5	
支払手数料	17	
その他	50	
経常損失		152
特別利益		5,818
固定資産売却益	26	
受取補償金	167	
事業譲渡益	103	
雇用調整助成金	1,717	
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	4,413	
特別損失		6,429
固定資産除却損失	19	
減損損失	725	
店舗関係整理損失	40	
店舗閉鎖損失引当金繰入	2	
新型コロナウイルス感染症による損失	4,785	
税金等調整前当期純損失		5,574
法人税、住民税及び事業税	128	
法人税等調整額	△224	
当期純損失		4,963
非支配株主に帰属する当期純損失		4,866
親会社株主に帰属する当期純損失		2
		4,864

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年10月20日

株式会社 大 庄
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 明 典
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 中村 裕 輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大庄の2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大庄及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制並びにその他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制についても、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の整備運用状況と評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年10月20日

株式会社 大庄 監査役会

常勤監査役	青	柳	英	一	Ⓔ
社外監査役	寺	坂	史	明	Ⓔ
社外監査役	田	村		潤	Ⓔ
社外監査役	内	山	義	雄	Ⓔ
				以	上

計算書類

貸借対照表 (2021年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,865	流動負債	11,312
現金及び預金	6,340	買掛金	537
売掛金	533	短期借入金	4,300
商品及び製品	407	1年以内返済予定長期借入金	4,191
原材料及び貯蔵品	71	1年以内償還予定社債	130
前払費用	476	リース負債	106
未収金	2,967	未払法人税等	1,194
その他金	80	賞与引当金	106
貸倒引当金	△11	株主優待引当金	189
		店舗閉鎖損失引当金	218
		前受の他	2
		その他	112
固定資産	21,998	固定負債	11,902
有形固定資産	12,324	社債	555
建物	7,084	長期借入金	7,656
機械及び装置	635	リース負債	476
工具・器具及び備品	284	退職給付引当金	1,539
土地	3,596	役員退職労引当金	124
建設仮勘定	530	受入保証	680
その他	160	資産除却負債	851
	33	繰延税の	17
無形固定資産	1,222	その他	1
借地権	913	負債合計	23,215
ソフトウェア	185	純資産の部	
その他	123	株主資本	9,633
投資その他の資産	8,450	資本	100
投資有価証券	119	資本剰余金	14,614
関係会社株	1,410	資本準備金	9,908
差入保証	4,503	その他資本剰余金	4,706
敷金	2,280	利益剰余金	△4,830
その他金	194	その他利益剰余金	△4,830
貸倒引当金	△59	繰越利益剰余金	△4,830
		自己株	△250
		評価・換算差額等	27
繰延資産	12	その他有価証券評価差額金	32
社債発行費	12	土地再評価差額金	△5
資産合計	32,876	純資産合計	9,660
		負債及び純資産合計	32,876

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年9月1日から2021年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上		25,955
売上原価		13,187
売上総利益		12,767
販売費及び一般管理費		18,635
営業外収益		5,868
受取利息及び配当金	43	
有価証券売却益	125	
貸倒引当金戻入	9	
受取損害賠償	8	
受取保険金	21	
その他	63	271
営業外費用		
支払利息	59	
貸倒引当金繰入	15	
償却費	5	
支払手数料	17	
その他	50	148
経常利益		5,744
特別利益		
固定資産売却益	0	
受取事業補償	167	
雇用調整助成金	103	
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	1,694	
特別損失	4,411	6,376
固定資産除却損失	19	
店舗関係整理損失	725	
閉店損失引当金繰入	40	
閉店損失引当金繰入	2	
新型コロナウイルス感染症による損失	4,785	5,574
税引前当期純損失		4,942
法人税、住民税及び事業税		100
法人税等調整額		△212
当期純損失		4,830

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年10月20日

株式会社 大 庄
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 明 典

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 裕 輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大庄の2020年9月1日から2021年8月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上

議案および参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額4,830,814,537円を計上しております。

つきましては、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し財務体質の健全化を図ることを目的として会社法第448条第1項および会社法第452条の規定に基づき資本準備金およびその他資本剰余金の一部を取り崩し、繰越利益剰余金へ振り替えを行うものであります。

1. 減少する資本準備金に関する事項

(1) 減少する準備金の項目とその額

資本準備金	7,000,000,000円
-------	----------------

(2) 増加する剰余金の項目とその額

その他資本剰余金	7,000,000,000円
----------	----------------

(3) 資本準備金の減少が効力を生ずる日

2021年11月29日

2. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

その他資本剰余金	4,830,814,537円
----------	----------------

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	4,830,814,537円
---------	----------------

(3) 剰余金の処分の効力を生ずる日

2021年11月29日

3. 期末配当に関する事項

当社は、株主様をはじめとした多くの関係者の皆様のご支援により、2021年11月に設立50周年を迎えました。

当期の普通配当につきましては、昨年に引き続き損失を計上した現状を鑑み、誠に遺憾ながら無配とさせていただきますが、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表すとともに、設立50周年を記念して、その他資本剰余金を配当原資に、1株7円の記念配当を実施させていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその額

当社普通株式1株につき金7円	総額146,896,414円
----------------	----------------

(普通配当0円、設立50周年記念配当7円)

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年11月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

DS・Lヘッドクォーター羽田におけるワンストップサービス提供による外販強化策の一環として、外販・倉庫・運送を一体とした総合物流サービスを展開すべく、当社子会社である株式会社ディ・エス物流を運送業者とした第一種貨物利用運送事業を計画しており、これに関連する定款変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款		変 更 案	
(目的)	第1章 総 則	(目的)	第1章 総 則
第2条	(条文省略)	第2条	(現行どおり)
1. ~9.	(条文省略)	1. ~9.	(現行どおり)
	(新設)	<u>10.</u>	第一種貨物利用運送事業
<u>10. ~40.</u>	(条文省略)	<u>11. ~41.</u>	(現行どおり)

第3号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役9名のうち、野間 信護氏、塚田 英紀氏および亀田 昌則氏を除く6名は、本総会終了の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数 (うち、持株会制度による株式数)
1	たいら かずとし 平 了 寿 (1966年1月17日生)	1991年4月 サントリー(株) (現サントリーホールディングス(株)) 入社 1994年11月 当社入社 1997年9月 当社新業態店舗推進部長 2000年11月 当社取締役新業態第一店舗部長 2001年11月 当社取締役第三支社長 2007年3月 当社取締役第二支社長 2009年10月 当社取締役管理本部副本部長 2010年6月 (株)宇宙代表取締役社長 (現任) 2010年9月 当社常務取締役営業推進部長兼管理本部副本部長 2010年10月 米川水産(株)常務取締役 2011年8月 当社常務取締役営業戦略副本部長 2012年11月 当社取締役副社長兼営業統括副本部長兼営業戦略副本部長 2014年9月 当社代表取締役社長兼営業統括副本部長兼営業戦略副本部長 2014年11月 当社代表取締役社長兼営業戦略副本部長 2015年10月 (株)ディ・エス物流代表取締役会長 米川水産(株)取締役副会長 2017年11月 当社代表取締役社長兼営業戦略副本部長兼商品副本部長 2018年2月 米川水産(株)代表取締役会長 (現任) 2018年6月 (株)光寿代表取締役会長 (現任) 2018年9月 当社代表取締役社長兼営業戦略副本部長兼商品副本部長兼企画副本部長 2019年3月 当社代表取締役社長兼商品副本部長 2020年11月 当社代表取締役社長 (現任)	0 株
2	いしだ やすお 石田 安雄 (1972年12月12日生)	1995年4月 当社入社 2014年11月 当社営業本部中部支部上席支部長 2015年9月 当社営業本部東京第二支部長 2015年11月 当社東京第二支部上席支部長 2019年3月 当社執行役員営業本部副本部長兼東京統括支部長兼東京第二支部長 2019年9月 当社執行役員営業本部副本部長兼法人営業推進室長 2019年10月 (株)アサヒビジネスプロデュース取締役 (現任) 2019年11月 当社執行役員営業本部長兼法人営業推進室長 2019年11月 当社取締役営業本部長兼法人営業推進室長 (現任)	3,582 株 (182 株)

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数(うち、持株会制度による株式数)
3	たなべ たかのり 田邊 隆教 (1973年9月19日生)	1994年11月 当社入社 2014年11月 当社営業本部東京第一支部第二店舗部長 2015年9月 当社営業本部東京第一支部長 2015年11月 当社営業本部東京第一支部上席支部長 2017年9月 当社営業本部東京第一支部上席支部長兼新業態店舗推進部第二部長兼東京第二店舗部長 2019年3月 当社執行役員営業戦略本部副本部長兼MD開発部長 (株)光寿取締役(現任) 2019年10月 2019年11月 当社執行役員営業戦略本部長兼MD開発部長 2019年11月 当社取締役営業戦略本部長兼MD開発部長(現任) 2020年10月 (株)ディ・エス物流取締役(現任)	2,550 株 (550 株)
4	しまくら としあき 島倉 俊明 (1961年9月19日生)	1984年4月 (株)三井銀行(現(株)三井住友銀行) 入行 2010年4月 (株)三井住友銀行 名古屋駅前ビジネスサポートプラザ部長 2013年4月 同行新宿ビジネスサポートプラザ部長 2014年4月 同行新宿東エリア エリアコーポレートマネージャー 2015年5月 同行出向、当社内部監査部長 2016年5月 当社入社 内部監査部長 2018年6月 (株)光寿監査役(現任) 2018年9月 当社総務部長兼不動産管理部長 2019年3月 当社執行役員人事・総務本部副本部長兼総務部長兼不動産管理部長 2019年9月 当社執行役員人事・総務本部副本部長兼不動産事業部長兼人事管理部長 2019年11月 当社執行役員人事・総務本部長兼不動産事業部長兼人事管理部長 2019年11月 当社取締役人事・総務本部長兼不動産事業部長兼人事管理部長 2020年9月 当社取締役人事・総務本部長兼不動産事業部長(現任)	1,000 株
5	みうら いちろう 三浦 一郎 (1951年1月31日生)	1974年4月 住友商事(株)入社 1998年7月 同社人事グループ人事第一部長 2002年4月 同社理事人事総務グループ人事部長人事厚生部長 2002年7月 同社理事人材・情報グループ人事部長 2004年4月 同社執行役員人材・情報グループ長 2007年4月 同社常務執行役員人材・情報グループ長 2008年4月 同社常務執行役員内部監査部分掌コーポレート・コーディネーショングループ分掌補佐 2009年4月 同社常務執行役員内部監査部分掌 2010年4月 同社顧問 2010年6月 同社監査役 2015年11月 当社取締役(現任)	0 株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数(うち、持株会制度による株式数)
6	平尾 覚 (1973年7月4日生)	1998年4月 検事任官(東京地方検察庁検事) 2008年4月 福岡地方検察庁久留米支部長 2010年4月 東京地方検察庁特別捜査部検事 2011年4月 検事退官 弁護士登録(第一東京弁護士会) 西村あさひ法律事務所入所(現任) 2013年9月 桐蔭横浜大学大学院法務研究科客員教授 2014年7月 独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会」特別委員(現任) 2015年11月 当社取締役(現任) 2016年2月 エンデバー・ユナイテッド(株)社外取締役(現任) 2021年6月 あいおいニッセイ同和損害保険(株)社外監査役(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 三浦 一郎氏および平尾 覚氏は社外取締役候補者であります。
 なお、当社は三浦 一郎氏および平尾 覚氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員に指定しており、今後も引き続き独立役員をお願いするものであります。
- (2) 三浦 一郎氏および平尾 覚氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
- (3) 社外取締役候補者とした理由
- ① 三浦 一郎氏は、住友商事(株)における経営者としての幅広い経験を有しており、その経営に関する高い見識を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ② 平尾 覚氏は、検事経験を経て、西村あさひ法律事務所でも活躍されており、その専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (4) 社外取締役との責任限定契約について
 当社は社外取締役として有能な人材の招聘を容易にするため、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外取締役候補者である三浦 一郎氏および平尾 覚氏は、当社との間で会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。三浦 一郎氏および平尾 覚氏の選任が承認された場合には、当社は、引き続き同様の内容の契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認され、取締役就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。その契約内容の概要は、事業報告12ページ「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。なお、当社は、当該保険契約を任期途中である2022年1月に更新する予定です。

以上

第50回定時株主総会会場案内図

会 場：東京都品川区北品川5丁目5-15 大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール

※前回の会場から総会会場が変更となっておりますのでご注意ください。

交 通：JR大崎駅「南改札口」 徒歩約5分

